

**G X スタートアップ開発製品等の需要創出支援事業
事業会社支援に関する規約**

1 基本条件

応募企業は、「申込書」記載内容のうち、企業の概要、製品、技術等に関する内容などについては、東京都がホームページ等に記載することに同意したものとします（ただし、財産権を伴う技術情報等、公表に適さないものを除く。また、広報に利用する内容は支援対象事業会社へ事前確認を行う）。

2 支援企業の審査

東京都は、「申込書」の記載内容に基づき、応募企業を審査し、選定します。審査後、応募企業に送付する決定通知をもって、支援の承認といたします。

3 承認後の支援取消

東京都が応募企業の支援を承認した後の支援取消は、やむをえない事情による場合以外は認められません。支援企業の都合により支援を取消した場合、それにより生じた一切の支援企業の損害について東京都は責任を負いません。

4 支援に関すること

- (1) 「申込書」にご記入いただいた内容は、審査を始め、実施計画書の策定や GX スタートアップとのマッチング等の基礎データとして支援終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。
- (2) 東京都が成果把握のため実施するアンケートには、原則回答していただきます。

5 損害賠償

- (1) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業における支援によって生じた損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- (2) 東京都は、知的財産権等に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権等の保護対策を行ってください。
- (3) 東京都は、東京都の責めによらない事情により、本事業を中止または変更したことにより生じた支援企業の損失及び損害を補償しません。
- (4) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業において東京都及び本事業の運営事務局が提供した支援により直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負いません。
- (5) その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、支援企業と東京都との協議により決定することとします。

6 書類の提出

応募企業は、「申込書」送付後に東京都から提出を求められた書類を、指定期日までに届け出なければなりません。

7 規約の遵守

支援企業は、支援の申込みをもって、東京都が定める本規約を遵守することに同意したものとします。